

令和3年8月30日受理
(総務企画常任委員会)

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の提出を求める
請願

請願者 我孫子市根戸836-11
新妻龍秀外54名

紹介議員 松島洋
木村得道
坂巻宗男
山下佳代
日暮俊一
甲斐俊光
佐々木豊治
豊島庸市
内田美恵子
飯塚誠
岩井康
澤田敦士
西川佳克

件名 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の提出を求める請願

要旨

誤った裁判で罪を負わされた冤罪被害者を救済する最後で唯一の法的手段が、再審（裁判のやり直し）です。

しかしその基準となる法律が刑事訴訟法の第4編の435条から452条にありますが、無辜の者の救済には不備があると指摘されています。

再審裁判が速やかに行われ、無辜の者が速やかに救済されるために「再審法」の改正を求める意見書を国へ提出していただきますよう請願いたします。

理由

冤罪事件はあってはならないと誰しも思いますが、身近に起こることも考えられます。痴漢事件から殺人事件まで全国で冤罪事件が後を絶たないのが現実です。身に覚えのない罪で有罪となった冤罪事件では本人はもちろん、家族縁者の苦労は計り知れないものがあります。

救済手段は再審しかありません。しかしそれを定めた刑事訴訟法の再審に関わる規定には、不備がありそれは特に2つの問題点にあると指摘され、速やかな再審と、無辜の者の救済を阻んでいます。

1つは、検察が手持ちの証拠を全部開示しないことです。

冤罪被害者が再審請求する場合は、明白な証拠を提出する必要があります。ところが検察が無罪を証明する証拠を持っていても開示する義務はありません。通常の裁判では、不十分ながら一定の要件で証拠開示が制度化されましたが、再審では何一つルールがありません。

2つ目は、裁判所が無実の可能性を認めて再審決定を出しても、検察の不服申し立て（上訴）が許されることに問題があります。

再審は2段階制で裁判のやり直しを認めるか否かの再審請求審を経て再審裁判開始になるわけですから、ここで上訴し再度の再審請求審をやらなくても、再審裁判で疑義の解明は可能なわけで、迅速に裁判を進めるためにも上訴は禁止すべきです。

無実の者を誤った裁判から迅速に救済するためにも次の点について再審法の改正を求める意見書を国に提出してください。

1. 再審における検察手持ちの証拠の全面開示
2. 再審開始決定に対する検察の上訴の禁止

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願いたします。

我孫子市議会議長 様